

# 陳情第 6 号



1.11.15 令和元年 11月 15日

霧島市議会議長 下深迫 孝二 様

陳情人 住所：霧島市国分広瀬

氏名：中山 タマ子

住所：霧島市横川町上ノ

氏名：岩切 広美

## 「所得税法第 56 条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書

皆様におかれましては、地方自治の振興と市民の生活安定と向上の為に、御努力されていることと存じます。

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。しかし不況が長期化する中で、倒産、廃業など、かつてない危機に直面しています。

そんな中で、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いています。

しかし、どんなに働いても、家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合 86 万円、家族の場合は 50 万円です。

配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業員は、わずか 50 万円の控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。

所得税法第 56 条は、日本国憲法の法の下での平等（憲法第 14 条）、両性の平等（第 24 条）、財産権（第 29 条）などを侵しています。

税法上では、青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。

明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も家族従業者を苦しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、「一人一人が人間として尊重され、憲法に保障された」権利を要求します。

商工業のみならず、農業においても家族従業者は事業の重要な担い手です。

貴議会において、別紙の「意見書（案）」を採択され、政府に送付していただきますようご尽力をお願いいたします。

### 【陳情事項】

1. 所得税法第 56 条廃止を求める意見書を政府に提出してください。

## 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では、青色申告にすれば、給料を経費とすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ています。よって国においては、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基盤をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

総務大臣 殿